重要事項説明書

四 	1**
買主	様
スエ	131

宅地建物取引業法第35条および第35条の2の規定に基づき、以下の不動産の各項目の内容について次のとおりご説明いたします。この内容は重要ですので、十分理解されるようお願いします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の□欄に☑印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☑印のない□欄、または線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

			1					//
取引	態様	☑ 売買・ □ 交換 □ 媒介・ □ 代理・ ☑ 売主		□ 売買・ □ 媒介・		□ 売	È	
	免許証番号	埼玉県知事(1)第 24869 号	第	号			/	/
宅地	主たる事務所の 所在地	埼玉県春日部市備後西4丁目5番36号						
建物	電話番号	048-795-4725						
宅地建物取引業者	商号または名称	株式会社 Next age				,		
者	代表者	代表取締役 稲永 大詩						
説	登録番号	(東京) 第 269594 号	第	号		/		
明を	氏名	大島 勇也			,	/		
説明をする宅地建物取引士	業務に従事する 事務所名	株式会社 Next age						
建物取	業務に従事する 事務所所在地	埼玉県春日部市備後西4丁目5番36号						
引士	電話番号	048-795-4725						
		☑ (1) 宅地建物取引業保証協会の社員	<u> </u>)宅地建物取	引業保証協	会の社	員	
	宅地建物取引業 保証協会の	公益社団法人 不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3番30号 全日会館						
	名称・所在地	NAME TO THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE PAR						
供 託	宅地建物取引業 保証協会の	埼玉県本部 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目10番4号 全						
所等に	所属地方本部 名称・所在地	日埼玉会館						
関す	弁済業務保証金	東京法務局						
供託所等に関する説明	の供託所・ 所在地	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎	,					
		□ (2) 供託所に営業保証金を供託	\Box $\sqrt{2}$)供託所に営	業保証金を	供託		
	営業保証金の 供託所および		_/					
	その所在地							
上記宅		- 収引士証の提示のもとに、以下の不動産の各項目につい	て重要	事項の説明を受り	ナ、説明書を	を受理し	ました。	,
					<u>令和</u>	年	月	日
買主	(住所)							
	(氏名)						Œ	

目次(重要事項説明書の全体像)

0	取引の態様	P. 1
0	取引に関与する宅地建物取引業者および説明する宅地建物取引士の記載	P. 1
0	供託所等に関する説明	P. 1
Α	不動産の表示	P.3
В	売主の表示と占有に関する事項	P.4
I	対象となる宅地または建物に直接関係する事項	P.4
	1. 登記記録に記録された事項	P.4
	2. 都市計画法、建築基準法等の法令に基づく制限の概要	P.5
	3. 私道に関する負担等に関する事項	P.9
	4. 飲用水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況	P.10
	5. 宅地造成または建物建築の工事完了時における形状・構造等(対象不動産が未完成物件または新規物 件のとき)	P. 11
	6. 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)	P.11
	7. 建物の建築および維持保全の状況に関する書類の保存の状況·地震に対する安全性に関する書類(既存 の建物のとき)	P. 11
	8. 建築確認・検査済証の交付年月日・番号等	P. 11
	9. 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か	P. 11
	10. 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か	P. 11
	11. 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か	P.12
	12. 水防法に基づく水害ハザードマップにおける当該宅地建物の所在地(位置)	P.12
	13. 石綿(アスベスト)使用調査の内容	P.12
	14. 耐震診断の内容	P.12
	15. 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合	P.12
Π	取引条件に関する事項	P.12
	1. 売買代金および交換差金以外に売主・買主間で授受される金銭の額	P.12
	2. 契約の解除等に関する事項	P.13
	3. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項	P.14
	4. 手付金等の保全措置の概要 (宅地建物取引業者が自ら売主の場合)	P.14
	5.支払金または預り金の保全措置の概要	P.14
	6. 金銭の貸借のあっせん	P.14
	7. 担保責任(当該宅地または建物が種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその 不適合を担保すべき責任)の履行に関する措置の概要	P. 14
	8. 割賦販売に係る事項	P. 14
	9. 土地の測量によって得られた面積による売買代金の清算	P. 15
	10.契約不適合による修補請求、代金減額請求および損害賠償請求	P. 15
Ш		P. 16
IV		P. 17
	備老	P. 17

本重要事項説明書は、以下に記載の不動産について、当該不動産を取得しようとする者があらかじめ知っておくべき最小限の事項を列記したものです。宅地建物取引業法第35条には、宅地建物取引業者の義務として、宅地建物取引士によって書面を交付して説明しなければならない一定の事項が掲げられており、重要事項説明書はこの義務に対応するものです。

重要事項説明の内容は大別すると「I 対象となる宅地または建物に直接関係する事項」と「II 取引条件に関する事項」に分けられます。なお、宅地建物取引業法第35条以外に同法第34条第2項および第35条の2で説明が義務付けられている事項を、冒頭および「III その他重要な事項」で併せて説明いたします。

いずれも取引に当たっての判断に影響を与える重要な事項ですので、説明をよくお聞きいただき、十分御理解の上、意思決定をして下さるようお願いいたします。

A 不動産の表示

1.土地

	所 在			地番	地目	(登記簿)	地積(登記簿)	持分	
1	さいた	ま市桜区第	新開一丁目	1	128番4	公衆	用道路	259 r	n 1,	527/26, 292
2	2 同所			128番5	9	宅地	74. 15 r	'n	1/1	
					合計((2筆)	74.1	5+259持分(26,	292分	rの1,527) ㎡
実涯	側面積			- m²						
土均	也の売買対	付象面積		☑ 1. 登記簿(公簿)面積	責による □ 2. 実	ミ測面積	による	 3.		
		□1.確	定測量図	※確定測量図とは、全ての ついて隣接地所有者等の立 資格ある者により作製され	会い(境界確定)を	を得て、	□ 1. 作製者	付 f:		
土地に 関する 測量図面			況測量図	または管理する道路との境	現況測量図とは、国または地方公共団体等が所有たは管理する道路との境界を除き、隣接地所有者の立会いを得て、資格ある者により作製されたも□ 2. 残代金支払日□ 3. 作製・交付予					主に交付
		□ 3.地	積測量図	※地積測量図とは、分筆登記等の際に添付される測量図で、法務局に申請書類として保管されているものですが、確定測量図であるとは限りません。 □ 1. 付 □ 2. (なし)						
		□ 4. そ	の他							
権利	刂の種類			☑ 1. 所有権 ☐ 2. 借均	地権(□ 地上権・	□賃	昔権)			
借地	地権の場合	合 借地対	象面積	-m²	※借地契約の内容等	手は、別糸	氏「借地契	約書」に記載して	ていま	きす。
2.建	物									
所在	Ē	さいたま	ま市桜区新	開一丁目		家園	屋番号	128番5		
住居	居表示	新開1丁	目21番145	를 -						
種类	頁	居宅			構造	木造瓦	葺2階建			
床面積 2. 1. 登記簿 · 1階/48. 47㎡ 2.				・2階/47	7.92 m ²		£	計	96.39 m²	
建築	於時期	☑ 昭和4	42年6月8日	日付 新築()・	□不詳					
未登	登記建物	✓ 無・	□有 →	有の場合()						
附属	属建物	符号		種類		構	造		床	下面積
										m [*]

B 売主の表示と占有に関する事項

1. 売主 (☑ 1. 登記簿記載の所有者と同じ・□ 2. 登記簿記載の所有者と異	なる)
--	-----

住所		具春日部市備後西4-5-36				
氏名	法 株式	会社Next age				
備考	<u></u>					
2. 売	買契約締結時の占	有に関する事項 第三者による占有 (□ 有・☑ 無)				
住所	Ť					
氏名	,					
占有事項	iに関する					
1. 登	記記録に記録され	は建物に直接関係する事項 た事項 ※所有者の所有権取得日・原因等は添付する登記事項証明書(または登記簿謄本) 合、借地権の対象となるべき土地)	に記載され (ています。 年	月	日現在)
権	所有者 住所	埼玉県春日部市備後西4丁目5番36号				
利部	氏名	株式会社Next age				
(甲区)	所有権にかかる 権利に関する事 (□ 有・☑ 無)					
権利部 (乙区)	所有権以外の 権利に関する事 (□ 有・☑ 無)					
(2)强	崖物		(年	月	日現在)
権	所有者 住所	埼玉県春日部市備後西4丁目5番36号				
利部	氏名	株式会社Next age				
(甲区)	所有権にかかる 権利に関する事 (□ 有・☑ 無)					
権利部 (乙区)	所有権以外の 権利に関する事 (□ 有・☑ 無)					

2. 都市計画法、建築基準法等の法令に基づく制限の概要

(1)都市計画法に基づく制限

()	門門四四仏に至って門門	х				
1	区域区分		区域内(□ 市街化区域 区域外(準都市計画区:)されてない区域)
F	5街化調整区域の場合 開発行為・旧住宅地造 成事業法の許可等	既存宅地番号: 許可番号 : 検査済番号 : 完了公告 :	号 号 号			
	『市計画施設 (□ 有・ <mark>☑</mark> 無)	☐ 1. 都市計画記 ☐ 2. その他の都	道路 (□1.計画決定 都市計 画施設 ()	2.事業決定	: 名称 /	幅員 / m)
4 7	5街地開発事業	□有・☑無	()			
(2)强	建築基準法に基づく制限	艮				(※法:建築基準法)
①用途地域	□ 1. 第1種低層住居 □ 2. 第2種低層住居 □ 3. 第1種中高層住 □ 4. 第2種中高層住 □ 5. 第1種住居地域	専用地域 居専用地域 居専用地域	□ 6. 第2種住居地域 □ 7. 準住居地域 □ 8. 田園住居地域 □ 9. 近隣商業地域 □ 10. 商業地域	Ì	□ 11. 準工業地域 □ 12. 工業地域 □ 13. 工業専用地 □ 14. 用途地域の	也域
② そ			_			
その他の地域・地区・街区	□ 1. 防火地域 □ 2. 準防火地域 □ 3. 新たな防火規制 □ 4. 建築 地 5. 高 を 地 5-1. 高 高度 高 の まままままままままままままままままままままままままままままま	2条区域	─ 的な場合 └	は 区計画区域(一般) 区計画区域(方針 て定め、建築制限 定がない場合) 道用地区 地域 地区	└	区域 緑地保全地域 特別緑地保全地区 緑化地域 緑地協定区域 B区
3	建築面積の敷地面積/ 対する割合の限度 (建蔽率)	□本物件は通ります。 □本物件は阿本物件は阿□本物件は通の耐火建築	建築基準法第53条第3項 方火地域内の耐火建築 建築基準法第53条第3項 終物であることから、 該率80%)本物件は防力	物であることから、 [第2号に基づく角均 %となります。	%となります 也の指定を受けてお	。 り、かつ防火地域内
4	建築物の延床面積の類地面積に対する割合の限度(容積率)	.	— i道路により上記容積率		ます	
⑤	壁面線の制限	□有・☑無	無 (有の場合の概要:)		
6	外壁後退	□有・☑無	無 (有の場合の概要:)		
7	敷地面積の最低限度	□ 有・ ☑ 無	∰ m ^d	⑧ 建築協定	□有・ ☑ 無	

9	建物の高さの制限	1. 絶対高さ制限 ☑ 有・ □ 無 (□ 10m・□ 12m・□ m) 2. 道路斜線制限 ☑ 有・ □ 無 3. 隣地斜線制限 ☑ 有・ □ 無
		4. 北側斜線制限 □ 有・ ☑ 無
10	日影による中高層 の建築物の制限	☑ 有 · □ 無 (三種 / 4h - 2.5h 測定高 4m)
1	地方公共団体の 条例等による制限	
12	私道の変更または 廃止の制限	□有· ☑ 無

③ 敷地等と道路との関係

路

の種

	接道方向	公道・私道の別	種類	幅員	接道の長さ	左記幅員及び接道の長さは【道		
接面道路	1. 北側	□ 公道· ☑ 私道	下記種類 7番	約3.3m	約2.18m	路台帳図】から転記しています。道路の幅員及び接道の長さについて現況と相違がある場合は、現況を優先します。		
道路	道路位置指定	(道路の種類5番)	年 月	日 第 号				
		退(セットバック) (セットバックする						
	※道路内では	、建築等の土地利用	はできません					
≪路	・ 別による制限 B地状敷地(敷地 y切りの制限規定		☑ 無·□ 存 路地状部分の		地状部分の幅員	a		

- 1. 道路法による道路(法第42条第1項第1号道路)
- 2. 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市法、密集市街地整備法による 道路(法第42条第1項第2号道路)
- 3. 既存道(都市計画区域・準都市計画区域の指定・変更、条例の制定・改正により建築基準法第3章適用の際に現に存する道) (法第42条第1項第3号道路)
- 4. 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市法、密集市街地整備法の事業による計画道路(2年以内に事業が執行予定、特定行政庁の指定あり) (法第42条第1項第4号道路)
- | 5. 土地を建築物の敷地として利用するため、上記1~4の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けた | もの(位置指定道路)(法第42条第1項第5号道路)
- 6.上記3の既存道適用時に、現に建築物が立ち並んでいる幅員が4m(または6m)未満のもので特定行政庁が指定したもの(法第42条第2項道路)
- 7. (その他協定道路及び但書道路に接道)
- 8. 建築基準法上の道路に該当しない通路<u>(原則として建築確認不可)</u>

※都市計画区域、準都市計画区域内では、原則として上記道路の種類1~7の建築基準法上の道路に2m以上接していない (接道義務を満たしていない)場合には、建築できません(建築確認不可)。なお、接道義務を満たしていない場合に は、現在建築物が建っていても、原則として増・改築、再建築はできません。

牧地等と道路との関係図(概略図) ☑ その他(道路台帳参照)								
	別紙参照							

(3)都市計画法、建築基準法以外の法令に基づく制限

1. 土地区画整理法に基づく制	限 □ 有 · ☑ 無		_				
①土地区画整理事業							
②仮換地指定	· □ 済 ()						
③ (仮) 換地・保留地の街区	番号等:						
④換地処分の公告(予定):			⑤仮換地図等				
⑥清算金の徴収·交付	ā·□無·□未定 →有の場合 /金 円) (帰属先:□ 売き		⑦建築等の制限 □ 有・□ 無				
□ 2. 古都保存法 □ 3. 都市緑地法 □ 4. 生産緑地法 □ 5. 特定空港周辺特別措置 法	□ 15. 流通業務市街地整備法 □ 16. 都市再開発法 □ 17. 沿道整備法 □ 18. 集落地域整備法	□ 32. 都市の低炭素化の に関する法律 □ 33. 水防法 □ 34. 下水道法 □ 35. 河川法	促進 □ 52. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 □ 53. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
■ 6. 景観法	□ 19. 密集市街地における防 災街区の整備の促進に関 する法律 □ 20. 地域における歴史的風 致の維持及び向上に関す る法律 □ 21. 港湾法 □ 22. 住宅地区改良法 □ 23. 公有地拡大推進法	□ 36. 特定都市河川浸水 対策法 □ 37. 海岸法 □ 38. 津波防災地域づく 関する法律 □ 39. 砂防法 □ 40. 地すべり等防止法 □ 41. 急傾斜地法 □ 42. 土砂災害防止対策:	被害				
□ 10. 新住宅市街地開発法□ 11. 新都市基盤整備法	□ 24. 農地法 □ 25. 宅地造成及び特定盛土 等規制法	法 □ 43. 森林法	□ 60.大規模災害からの復興 に関する法律				
□ 12. 旧市街地改造法(旧防 災建築街区造成法におい て準用する場合に限る。) □ 13. 首都圏の近郊整備地帯 及び都市開発区域の整備 に関する法律 □ 14. 近畿圏の近郊整備区域 及び都市開発区域の整備 及び開発に関する法律	□ 26.マンションの建替え等の円滑化に関する法律□ 27.長期優良住宅の普及の促進に関する法律□ 28.都市公園法□ 29.自然公園法□ 30.首都圏近郊緑地保全法□ 31.近畿圏の保全区域の整備に関する法律	□ 44. 森林経営管理法 □ 45. 道路法 □ 46. 踏切道改良促進法 □ 47. 全国新幹線鉄道整 □ 48. 土地収用法 □ 49. 文化財保護法 □ 50. 航空法 (自衛隊法において準する場合を含む。) □ 51. 国土利用計画法	備法				
が必要となります。	、景観計画区域内にあるため、) 設)、増・改築、移転、外観変		らかじめ景観行政団体の長への届出 彩の変更				

3. 私道に関する負担等に関する事項

負担面積	(☑ 有・□ 無) さいたま市桜区新開一丁目128番4 【259㎡】 (持分:1,527/26.292)					
負担金の有	有無 (□ 有· ☑ 無)					
建築基準法	去第42条第2項により後退(セットバック)する面積:-㎡					
物の敷地と	上記通路部分は通路以外の用途には利用できず、建築物、塀、その他遮蔽物を設置することは一切出来ません。また。建物の敷地として参入することはできません。なお、将来通行、設備の埋設および掘削等を行う場合に他のほかの共有者の 承諾ならびに費用等が必要になる場合があります。					
(2)対象不重	動産に含まれない私道に関する事項 (◯ 有・☑ 無)					
所有者	住所					
	氏名					

4. 飲用水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況

直ちに利用可能な施設		配管等の状況			施設の整備予定及び負担金等
①飲用水	公営水道	前面道路配管 敷地内引込管 私設管の有無	(☑ 有·□無) (☑ 有·□無) (☑ 有·□無)	(口径30mm) (口径13mm)	(☑ 無·□有) 頃
	小売電気事業者名 東京電力		場合、その事業者の	契約を締結しなけれ D連絡先等	(▽ 無·□有) 頃 円
③ガス	都市ガス	敷地内引込管 プロパンガス <i>の</i>	(☑ 有・□ 無) (☑ 有・□ 無))場合宅地内配管設 1パンガス販売業者		(▽ 無·□有) 頃 円
④汚水	公共下水	私設管の有無 浄化槽の設置 個別浄化槽のが	(☑ 有·□無) (☑ 有·□無) (□ 既設·□可 対流先 ·□ 2. 側溝·□ 3	(口径口径不明㎜)・☑ 不可)	(☑ 無·□有) 頃 円
⑤雑排水	公共下水		(☑ 有・□無)		(☑無·□有) 頃 円
⑥雨水	公共下水	※合流式とは汚水 とは汚水・雑排	、 (── ばに排水する方法、分流式 くする方法です	(☑無·□有) 頃

%「直ちに利用可能な施設」とは、説明時において、現に利用されている施設および利用可能な状態にある施設をいいます。(例えば、前面道路まで施設管が配管されており、いつでも敷地内に引き込める状態にあることをいいます。この場合、引き込み費用の負担の有無についても説明します。)

- ◆本物件への給水管は、別添配管図のとおり隣接地を経由して埋設されています。現在無償にて使用していますが将来使 用料等が生じることがあります。
- ◆各埋設管に関して、役所等における調査の結果であり現地掘削は行っていないため不明である部分がある可能性がありますが、現況にて引渡しとなります。なお、現況が各埋設管図と完全に一致するか否か、また配管図に表示されていない埋設管が存在するかどうかについては、いずれも不明となりますので、あらかじめご承知おき下さい。
- ◆プロパンガスの配管設備等の所有権が販売業者にあるかは不明です。名義変更等で費用が掛かる可能性があります。その費用は買主の負担となります。
- ◆水道局にて下水道の前面道路配管の口径を確認しましたが、私設菅の為不明です。

5. 宅地造成または建物建築の工事	完了時における形状・構造等	(対象不動産が未完成	物件または新規物件のと	き)
□別紙にて説明します	☑ 未完成物件または新規物	勿件に該当しないので、	説明を省略します。	
6. 建物状況調査の結果の概要(既	存の住宅のとき) (☑ 該当	する・□ 該当しないの)で説明を省略します)	
建物状況調査の実施の有無(1年 筋コンクリート造の共同住宅等に いる場合)				
建物状況調査の 結果の概要				
7. 建物の建築および維持保全の状 (下記保存の状況欄の「無」は、紛失等で書 ※は「既存の建物」のうち住宅のみ対象とな	類が保存されていない場合や調査時に不			のとき)
書類の種類等			保存の状況	
確認の申請書および添付図書並び			□ 有·☑ 無	
検査済証 (新築時のもの)			□ 有· ☑ 無	
増改築等を行った建物である場合	<u> </u>		□該当する・☑該当	しない
確認の申請書および添付図書並	並びに確認済証(増改築等の &	こきのもの)		
検査済証(増改築等のときのも	もの)		□有·□無	
※建物状況調査を実施した住宅で	である場合		□ 該当する・☑ 該当	しない
建物状況調査報告書			─────────────────────────────────────	
※既存住宅性能評価(建設)を受			□ 該当する・☑ 該当	しない
既存住宅性能評価書(現況検査	<u> ・評価書)</u>		─────────────────────────────────────	
※建築基準法第12条の規定による		宅の場合	□ 該当する・☑ 該当	しない
① 定期調査報告書(特定建築			□有·□無	
② 定期検査報告書(昇降機等			一日有・□無	
③ 定期検査報告書(建築設備 ④ 定期検査報告書(防火設備			□有·□無 □有·□無	
昭和56年5月31日以前に新築の工 (地震に対する安全性に関する書	書類)		☑ 該当する・ □ 該当	省しない
昭和56年6月1日以降の耐震基準	⊭に適合していることを証する	る書類	-	
※耐震基準適合証明書			□有・☑無	
その他()			□ 有 · ☑ 無	
8. 建築確認・検査済証の交付年月	日・番号等			
□ 建築確認 (新築時)			号	
□ 検査済証(新築時)			号	
桜区役所にて調査しましたが、台き、特定行政庁から是正措置を命等が必要なときがあり、検査済みかかる費用は買主の負担となりま	命じられることがあります。ま ⋟等の結果、増・改築等を行う	た、将来、新築以外の	D確認申請の際、改めて強	建築物の検査
9. 当該宅地建物が造成宅地防災区	 域内か否か			
宅地造成及び特定盛土等規制法	造成宅地防災区域	☑外・□内 →内の:	場合には後記説明へ	
10. 当該宅地建物が土砂災害警戒区	☑域内か否か			
土砂災害防止対策推進法	1. 土砂災害警戒区域 2. 土砂災害特別警戒区域	✓ 外· □ 内 →内の:□ 外· □ 内 →内の:	場合には下記2.および後 場合には後記説明へ	記説明へ

11. 当該宅地建物が	津波災害警戒区	域内か否か						
津波防災地域づく	り法	1. 津波災害 2. 津波災害	警戒区域 特別警戒区域	☑ 外 · □ 内 □ 外 · □ 内				説明へ
12.水防法に基づく	水害ハザードマ	ップにおける	当該宅地建物の	の所在地(位置)				
水害ハザードマッ	プの有無	洪水 🔽 有	· <u></u> 無 雨	亦出水(内水)	☑ 有·□	無高潮]有・☑	無
水害ハザードマッ 宅地建物の所在地		桜区ハザー	ドマップを参照	景ください。				
l3.石綿(アスベス	ト)使用調査の	内容						
照会先								
	□ 有 別添資料	のとおり、調	査の記録が保存	されています(別	添資料を参照	烈下さい)。		
結果の記録の 有無	れていた は不明で ことはな ただし、 害予防規	時期があり、 す。建材に含 く、通常の使 増・改築やリ 則」(平成17	対象不動産にも まれているアス 用においては健 フォーム、解体 年7月1日施行)	には、石綿(アス アスベスト含有建 ベストは繊維が固 康に被害を及ぼす 時にはこれの関係は その必要となり 費用が必要となり	材が使用され 定されている ものではない 材のアスペス 法令に則り、	れている可能性 るため、日常生 いと言われてい ストを飛散させ	があります 活の中で <i>に</i> ます。 ないよう、	すが、実際 は飛散する 「石綿障
14. 耐震診断の内容	(☑ 該当する	・□ 該当した	いので説明を	省略します)				
耐震診断の有無	□ 有·☑ 無 ¾	※耐震診断の記	記録がある場合	ì、その内容は前	ī記Ⅰ-7またに	は後記Ⅴ備考に	記載しる	ます
・居住の用に供され 建築年月日が昭和 ・事業の用に供する 年月日が昭和58年 15. 住宅性能評価を	□56年12月31日以前 5建物もしくは区分 E5月31日以前であ	前である場合に 分所有建物の場 る場合に説明	説明します。 合は、建物登記 します。	3簿の表題部の建筑	発年月日また	は家屋課税(補		
登録住宅性能評価	 機関による住宅	性能評価書の	 交付の有無		能評価書			
				2. 建設住宅性	能評価書 []有·□無		
Ⅲ 取引条件に関す 1.売買代金および3		も主・買主間で	で授受される金	⋵銭の額				
売買代金	6,000,00	00円		(左記売買代金	のうち土地	価格)	4	1, 436, 890円
				(左記売買代金	のうち建物	価格)	1	,563,110円
				(左記売買代金	のうち消費	税等相当額)		142,101円
交換差金	□支払	う・□ 受領す	る (差金額)		刊 (このう	ち消費税相当	額)	円
公租公課の清算起	算日 令和6年1	月1日						
※消費税等相当額と 法人のうち課税事業								
	授受の目的			金額			備考	
☑ 1. 手付金(売買	『代金の一部に充った。	を当します)			500,000円			
☑ 2. 固定資産税等	≨清算金 ————				円	令和6年度分	日割精算	拿
□ 3.					円			
4 .					円			
☐ 5.					円			
 上記清算金は引渡	 し時に清算しま	 す。			<u> </u>			

2. 契約の解除等に関する事項

(1) 手付解除 ☑ 有・□ 無

- 1. 売主、買主は、その相手方が売買契約の履行に着手するまでは、互いに書面により通知して、売買契約を解除することができます。
- 2. 売主が前項により売買契約を解除するときは、売主は、買主に対し、手付金等受領済みの金員および手付金と同額の金員を現実に提供しなければなりません。買主が前項により売買契約を解除するときは、買主は、売主に対し、支払い済みの手付金の返還請求を放棄します。

(2) 引渡し完了前の滅失・損傷による解除

- 1. 売主、買主は、対象不動産の引渡し完了前に天災地変、その他売主、買主いずれの責めにも帰すことのできない事由により、対象不動産が滅失または損傷して、修補が不能、または修補に過大な費用を要し、売買契約の履行が不可能となったとき、互いに書面により通知して、売買契約を解除することができます。また、買主は、売買契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができます。
- 2. 対象不動産の引渡し完了前に、前項の事由によって対象不動産が損傷した場合であっても、修補することにより売買契約の履行が可能であるときは、売主は、対象不動産を修補して買主に引渡します。
- 3. 第1項の規定により売買契約が解除されたとき、売主は、買主に対し、受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還します。

(3) 融資利用の特約による解除 □ 有・ 無

契約解除期日:

- 1. 買主は、売買代金に関して、後記「Ⅱ.6. 金銭の貸借のあっせん」記載の融資を利用する場合、同欄記載の融<u>資承認取得期日まで</u>に、融資の全部または一部の金額につき承認が得られないとき、または否認された<u>とき、買主は、売主に対し、</u>上記契約解除期日までであれば、売買契約を解除することができます。
- 2. 前項により売買契約が解除されたとき、売主は、買主に対し、受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還します。
- 3. 買主が融資の申込手続きを行わず、または故意に融資の承認を妨げた場合は、第1項の規定による解除はできません。

(4) 譲渡承諾の特約による解除 □ 有・ ■ 無

契約解除期日:

- 1. 売主は、対象不動産の賃借権を買主に譲渡することについて、土地所有者の賃借権譲渡承諾書を取得します<u>。なお、承諾料は売</u>まの負担とします。
- 2. 前項の賃借権譲渡承諾書を交付できないとき、売主は、<u>買主に対し、売買契約</u>を上記契約解除期日までであれば、書面による通知のうえ解除することができます。_____
- 3. 前項により売買契約を解除したとき、売主は買主に対し、受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還します。
- (5) 修補の遅滞等を含む契約違反による解除
- 売主、買主は、その相手方が売買契約にかかる債務の履行を遅滞したとき、その相手方に対し、相当の期間を定めて債務の履行を催告したうえで、その期間内に履行がないときは、売買契約を解除することができます。なお、後記「Ⅱ.10.契約不適合による修補請求、代金減額請求および損害賠償請求 | 第1項の修補または代金減額を遅滞した場合を含めます。
- (6) 反社会的勢力の排除に関する特約に基づく解除
- 1. 売主、買主は、その相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、売買契約を締結するものでないこと。
 - (4) 本物件の引渡しおよび売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、売買契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2. 売主、買主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、売買契約を解除することができるものとします。
 - ア 前項(1)または(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ウ 前項(4)の確約に反した行為をした場合
- 3. 買主は、売主に対し、自らまたは第三者をして対象不動産を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約します。
- 4. 売主は、買主が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして売買契約を解除することができます。
- 5. 第2項または前項の規定により売買契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、違約金(損害賠償額の予定)として売買代金の20%相当額を支払うものとします。
- 6. 第2項または第4項の規定により売買契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行うことはできません。
- 7. 第2項または第4項の規定により売買契約が解除された場合の解除および違約金については、第2項、第4項、第5項および前項の規定によるものとし、前記「Ⅱ.2.(5)修補の遅滞等を含む契約違反による解除」、および後記「Ⅲ.3.損害賠償額の予定または違約金に関する事項」は適用しません。

3. 損害賠償額の予定または違約金に関	する事項						
違約金 □ 1. 手付金の額 ■ 2. 売買代金の20%相当額 □ 3. その他 (円)							
1. 売主、買主は、前記「Ⅱ.2. (5) 修補の遅滞等を含む契約違反による解除」により、売買契約を解除するとき、その相手方に対して、上記違約金の支払いを請求することができます。ただし、売買契約および社会通念に照らして相手方の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、違約金の請求はできません。なお、違約金に関し、現に生じた損害額の多寡を問わず、相手方に違約金の増減の請求をすることができません。							
2. 違約金の支払い、清算は次のとおりおこないます。 ①売主が違約した場合、売主は、買主に対し、すみやかに受領済みの金員を無利息にて返還するとともに、違約金を支払います。 ②買主が違約した場合、違約金が支払い済みの金員を上回るときは、買主は、売主に対し、すみやかにその差額を支払い、支払い済みの金員が違約金を上回るときは、売主は、買主に対し、受領済みの金員から違約金相当額を控除して、すみやかに残額を無利息にて返還します。							
3. 売主、買主は、前記「Ⅱ.2. (6) 反社 に対して請求することができる違約金							
4. 手付金等の保全措置の概要 (宅地)	建物取引業者が自	ら売主の場合	合) (🔽 i	核当する・ □ 該当	áしない)		
☑ 1.講じない			□2.講じる	」 (□ 1. 未完成物]件 2. 完成物件)		
□ 1. 未完成物件 宅地建物取引業法第			保全方式	1. 保証委託契約]		
は売買代金の100分の るため保全措置は講		コ円以下であ		□ 2. 保証保険契約			
)分の1以下かつ1,0		保全機関] 3. 手付金等寄託	:契約および質権設定契約 		
5.支払金または預り金の保全措置の概	援要		-				
保全措置を講じるかどうか 🔲 1. 請	講じる・☑ 2. 講じ	 にない 保全	措置を講じる	6機関:			
6. 金銭の貸借のあっせん							
金融機関等 金額 金利 借入期間 あっせんの有無 融資承認取得期日							
i							
0	万円	%	年	□有・□無			
2	万円	%	年	□有・□無			
② ③	万円万円	%	年年	□有・□無□有・□無			
2	万円万円	%	年	□有・□無	ローン事務手数料		
② ③	万円万円	%	年年	一有·□無 □有·□無 保証料	円		
② ③	万円万円	%	年年	一有·□無 日有·□無 保証料 円	円 円		
 ② ③ (上記あっせん有の場合) あっせんの ・融資の全部または一部の金額につき承項(3)融資利用の特別による解除」の 	万円 万円 万円 万円 次認が得られないといとおりです。	% % % き、または否	年 年 年 済方法 認されたとき	一有・□無 保証料 円 円 の措置は、前記「Ⅱ	円 円		
② ③ (上記あっせん有の場合) あっせんの ・融資の全部または一部の金額につき承	万円 万円 万円 万円 次認が得られないといとおりです。	% % % き、または否	年 年 年 済方法 認されたとき	一有・□無 保証料 円 円 の措置は、前記「Ⅱ	円 円		
② ③ (上記あっせん有の場合) あっせんの ・融資の全部または一部の金額につき承項(3)融資利用の特約による解除」の ・ローン金利等については金融情勢のた	万円 万円 万円 万円 万円 次列内容 上記番号 に認が得られないというとおりです。	% % % き、または否 でに変更され	お方法 おうされたとき ることがあり	一有・□無 保証料 円円円 の措置は、前記「Ⅲ ます。	円 円 円 .2.契約の解除等に関する事		
 ② ③ (上記あっせん有の場合) あっせんの ・融資の全部または一部の金額につき承項(3)融資利用の特別による解除」の 	万円 万円 万円 万円 万円 次列内容 上記番号 に認が得られないというとおりです。	% % % き、または否 でに変更され	お方法 おうされたとき ることがあり	一有・□無 保証料 円円円 の措置は、前記「Ⅲ ます。	円 円 円 .2.契約の解除等に関する事		
② ③ (上記あっせん有の場合)あっせんの ・融資の全部または一部の金額につき承項(3)融資利用の特約による解除」の・ローン金利等については金融情勢のた 7.担保責任(当該宅地または建物が租責任)の履行に関する措置の概要	万円 万円 万円 万円 万円 次列内容 上記番号 に認が得られないというとおりです。	% % % き、または否 でに変更され 関して契約の	お方法 おうされたとき ることがあり	一有・□無 保証料 円円円 の措置は、前記「Ⅲ ます。	円 円 円 .2.契約の解除等に関する事		
② ③ (上記あっせん有の場合)あっせんの ・融資の全部または一部の金額につき承項(3)融資利用の特約による解除」の・ローン金利等については金融情勢のた 7.担保責任(当該宅地または建物が租責任)の履行に関する措置の概要	万円 万円 万円 万円 万円 万円 万円 の内容 上記番号 は認が得られないというとおりです。 め、融資実行時ま	% % % き、または否 でに変更され 関して契約の	お方法 おうされたとき ることがあり	一有・□無 保証料 円 円 円 の措置は、前記「Ⅲ ます。	円 円 円 .2.契約の解除等に関する事		
② ③ (上記あっせん有の場合) あっせんの ・融資の全部または一部の金額につきが頂(3)融資利用の特約による解除」の・ローン金利等については金融情勢のた 7. 担保責任(当該宅地または建物が積責任)の履行に関する措置の概要 担保責任の履行に関する措置	万円 万円 万円 万円 万円 万円 万円 の内容 上記番号 は認が得られないというとおりです。 め、融資実行時ま	% % % き、または否 でに変更され 関して契約の	お方法 おうされたとき ることがあり	一有・□無 保証料 円 円 円 の措置は、前記「Ⅲ ます。	円 円 円 .2.契約の解除等に関する事		
② ③ (上記あっせん有の場合)あっせんの ・融資の全部または一部の金額につき承項(3)融資利用の特別による解除」の ・ローン金利等については金融情勢のた 7. 担保責任(当該宅地または建物が租責任)の履行に関する措置の概要 担保責任の履行に関する措置 世保責任の履行に関する措置	万円 万円 万円 の内容 上記番号 記談が得られないと とおりです。 め、融資実行時ま 類または品質に「 1.講じる・ 2	% % % き、または否 でに変更され 関して契約の . 講じない	年 年 年 音方法 認されたとき(ることがあり) 内容に適合し	一有・□無 保証料 円 円 円 の措置は、前記「Ⅲ ます。	円円円 円の円円 円の円の 円の円の 円の円の できる事 できる その不適合を担保すべき		

下記の清算対象となる 算単価で売買代金を清		動産の表示 1.土地」	欄記載の測量面積との間に	差異が生じたとき、	下記清
清算の対象となる	□ 1. 私道負担(道路境界	線後退部分を含む)	のない場合、登記簿(公簿)面積	
土地の範囲	□ 2. 私道負担(道路境界	線後退部分を含む)	<u>のある場合、その</u> 部分を除	く有効宅地部分	
	□ 3.				
清算基準面積	m²	清算単価(1㎡当た	り)	円	

10.契約不適合による修補請求、代金減額請求および損害賠償請求

- 1. 売主は、買主に対し、引渡された対象不動産が種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」といいます。)であるときは、責任を負うものとし、買主は、売主に対し、次のとおり請求することができます。ただし、対象不動産土地が借地権である場合は、売主は、買主に対し、建物および借地権の契約不適合について責任を負い、土地の契約不適合について責任を負いません。
 - (1) 買主は、売主に対し、対象不動産の修補を請求することができます。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による修補をすることができます。
 - (2) 前号の場合において、買主が、売主に対し、相当の期間を定めて修補の催告をし、その期間内に修補をしないときは、買主はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができます。ただし、買主が売主に催告しても修補を受ける見込みがないことが明らかであるときは、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができます。
 - (3) 第1項の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、第1号の修補請求、第2号の代金減額請求のいずれもすることはできません。
- 2. 第1項の契約不適合が、売買契約および社会通念に照らして売主の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買主は、売主に対し、損害賠償を請求することができます。
- 3. 買主が、売主に対し、引渡完了日から2年以内に契約不適合の旨の通知をしないときは、売主は、買主に対し、前2項の責任は負いません。

- 1.買主は、対象不動産周辺の環境を十分確認の上、本契約を締結するものとします。また、対象不動産周辺の土地・建物につきましては、第三者所有であるため、将来建物の建築(または増・改築)により、現在の周辺環境(騒音・振動・臭気・日影・採光・通風・電波受信等)が変化する場合があります。
- 2. 法令に基づく制限につきましては、重要事項説明時点における内容であり、将来、法令の改正等により、対象不動産の利用等に関する制限が付加または緩和されることがあります。
- 3.対象不動産は中古物件であり、経年変化等による劣化・破損等が存している場合があります。その場合、買主は修繕工事等の必要が生じる場合があります。また、買主は現状を十分確認の上、現況有姿での引渡しとします。
- 4. 平成16年6月2日公布の改正消防法(第9条の2)により、全ての住宅に火災警報器等の設置が義務付けられました。設置及び維持基準については、政令及び市町村条例で定める基準に従って、住宅火災機器を設置し、維持しなければなりません。既存住宅への設置時期は地方自治体により適用時期が定められており、平成22年4月1日すべての居室・台所・階段の天井または壁への設置が義務化されました。設置されていない場合は買主の負担において設置してください。
- 5. 買主は他の近隣居住者と相互に協力して、良好な住環境を維持増進されるように努めてください。尚、所有開始の際、すでに近隣住民で結成されている自治会に加入した場合、自治会費等をご負担いただく場合がございます。予めご承知おき下さい。
- 6.現在、既に建築されている多くの建物には、石綿(アスベスト)を含有している建材が一般的に使用されていた時期があり、対象不動産にもアスベスト含有建材が使用されている可能性がありますが、実態は不明です。建材のアスベストは繊維が固定されているため、日常の生活の中では飛散することはなく、通常の使用においては健康に被害を及ぼすものではないと言われています。但し、増改築やリフォーム、解体時には、これら建材のアスベストを飛散させないよう「石綿障害予防規則」(平成17年7月1日施工)その他の関係諸法例に則り専門業者による適切な施工と産業廃棄物処理が必要となり、そのための費用(買主の負担)が必要となります。
- 7. 本物件は中古物件のため、契約時の設計図書等の添付資料と建物等の仕様に差異が生じている場合は現況を優先とするものとします。
- 8. 売主は、本物件建物の付属図書並びに本物件建物の設計、構造、設備等に関する図面、その他の関係図書を保有していない場合、本物件建物の新築時及び現況での正確な構造、設備、仕様等が不明であることをご了承ください。
- 9. 売主は本物件の引渡までの本物件を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、この間に生じた設備の故障及び賃借人の苦情等は売主の責任と負担をもって修理及び解決するものとします。
- 10. 買主は、本物件の引き渡しをもって電気・水道・ガス・インターネット設備等の名義を自己の責任において名義変更を行うものとします。
- 11. 売主は、地質調査・地中埋設物・地盤調査は行っていないため土壌汚染の存在については不明です。購入後、再建築を行う場合に地盤改良その他費用が必要となる場合がある時には、その費用等は買主の責にて対処するものとします。
- 12. 買主は本物件土地において建築物を建築する際に、依頼する建築会社等から地盤・地耐力調査を要請され、その結果によっては地盤補強工事が必要となる場合があり、その場合は別途費用が発生する可能性があります。
- 13. 本物件は車両通行時等、騒音・振動・臭気がある場合があります。
- 14. 買主は本物件接面道路に存在する電話及び電話線等に係る本柱(電柱)及び支柱、交通安全施設、交通標識・街灯等の存在を確認し、ならびに本物件に至るまでの道路幅員、交通事情および周辺環境等についてあらかじめご承知おきください。
- 15. 本物件が電波障害に係る地域と判明した場合、共聴ケーブル等を利用する必要があり、この場合本件に係る費用(設備及び新規加入料、月々受信料等)は買主負担となります。
- 16.ゴミ集積場所については所定の場所をご利用下さい。なお、本物件周辺に設定される場合もあります。入居後の集積場所の管理・清掃等の近隣問題については、当事者間で協議・解決していただくこととなります。
- 17. 本物件当該地において町内会・イベント等の勧誘を受ける可能性があります。
- 18. 近年短時間に大量の雨が降ることがあり、宅地内に水が溜り水はけに時間がかかる事があります。
- 19. 本物件において、危険ドラックの貯蔵・製造・販売、使用をしてはならないことをご承知おき下さい。
- 20. 税金及び各助成金等に関しては、各自治体・省庁・所轄税務署または、税理士に相談ご確認ください。
- 21. 本取引物件は築数十年を経過した中古物件であり、基本的な構造部分、給排水管、ガス管、電気器具、配線、屋根、瓦、及び屋根等の躯体、外壁、及び外壁へのコーキングの硬化、他諸々の設備、建物全ての箇所について相応の自然消耗があり、建物への傷、汚れ、水漏れの可能性、雨漏りの可能性、及び室内等経年劣化が見受けられますが、買主は、それを了承したうえで本物件を買い受けるものとします。又、買主は本物件引き渡し後、自然損耗経年劣化による故障などがあったとしても隠れた瑕疵に該当するものではない事を承諾するものとします。
- 22. 本契約は比較的廉価での売買の為、本物件引渡し後の指摘、違約金等の金員の請求は、売主、買主はしないものとします。現状にて引き渡しとなりますので、売買契約の内容、現地、現地の建物等、は図面と相違している場合がありますが、現状を優先し、売主、買主ともに異議申し立てをしないものとし違約金等の金員の請求もしないものとします。以下余白

IV 添付書類

No.	書類名	No. 書類名
1	重要事項説明書補足資料	2 土地建物 謄本
3	公図	4 住宅地図(写)
5	道路台帳平面図(写)	6 上下水道施設平面図(写)

V 備考

. 1113 3	